



レファレンス通信

第9号（令和4年3月号）



富士宮市立中央図書館・レファレンス室 TEL 0544-26-5062

図書館ホームページ <https://www.fujinomiyalib.jp>

前回のレファレンス通信では、市内の図書館だけでなく、県内の図書館の資料をインターネットで検索する方法を紹介しました。

借りたい本を求めて、広い静岡県内の図書館を巡るのはとても大変です。

そこで今回は、市外の図書館から資料を借りる「^{そうごたいしゃく}相互貸借」についてご案内します。

相互貸借とは？

普段利用している図書館を窓口に、他の市町の資料を借りることができる図書館サービスです。図書館同士がお互いに資料をやりとりし、補い合うことで、幅広い資料を利用者の皆様に提供できるようになっています。

ひとつの図書館で購入・保存できる資料の数には限界があります。

そこで、各地の図書館がお互いに持っていない本を貸し出したり、膨大な数の資料を分担して保存したりすることで、「この資料を見たい！」という声にできる限り答えられるようになっています。

相互貸借を利用するには？



①富士宮市の図書館利用カードが必要です。

予約や貸出の手続きを行うため、図書館利用カードが必要です。

②図書館に直接来館して依頼するか、電話でお問い合わせください。

市内に所蔵されていない資料はホームページで検索しても表示されません。リクエストをするには、図書館への問い合わせが必要です。（電話でも受付できます。）



交流センターでは相互貸借に関するサービスを取り扱っていません。

相互貸借の依頼や受取、返却の手続きは、交流センターでは行っていません。
お手数ですが図書館までお問い合わせください。



©富士宮市さくやちゃん

相互貸借を利用するときの注意事項



①資料を借りるまでに時間がかかります。

- ・ 資料は静岡県立図書館を経由して送付されます。
すぐにご用意出来ないため、余裕をもってお申し込みください。
- ・ 出版されたばかりの資料は、出版から6ヶ月が経過すると依頼できるようになります。
- ・ 所蔵している市町での利用や予約が優先されます。

②一部の資料では、利用に制限がかかる場合があります。

- ・ CDやDVDは取り寄せることができません。
ただし、県立図書館のCD・DVDは借りられる場合があります。
- ・ 資料を取り寄せても、館外への貸出や複写ができないことがあります。(貴重書など)

③相互貸借の手続きは、すべて図書館で行います。

- ・ 返却期限日は、貸出日に関係なく「図書館で指定した日付まで」です。

	取置期限	返却期限
市内の資料（通常の予約）	確保日から1週間	貸出日から2週間
相互貸借の資料	なし（返却期限日まで確保可）	図書館で指定した日付

貸出日を基準とした期限ではないため、**受取が遅くなるほど借りられる期間が短くなります。**

連絡を受けましたら、お早めにご来館ください。

- ・ 返却期限を延長することはできません。期限内にかならずお返しく下さい。
※所蔵館の図書館から至急の返却を求められる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 返却の際は、借りた図書館のカウンターへ**直接**お返しく下さい。
図書館ブックポストへの返却はしないでください。破損の原因になります。

④他の市町からお借りした大切な資料です。取り扱いには十分ご注意ください。

- ・ 資料を破損・紛失しないよう、大切に扱ってください。
利用中に破損・汚損が発生したときは、ご自分で対処せず、返却の際に職員に申し出てください。

その他にも、こんなサービスが受けられます。

★静岡県立中央図書館の本を、中央図書館で受け取る「市町受取サービス」

県立図書館のホームページから直接予約した本を、中央図書館で受け取れるサービスです。
※県立図書館の利用登録・メールアドレスの登録が必要です。

★静岡県立中央図書館・静岡県総合教育センター（あすなろ図書室）への本の返却

県立図書館やあすなろ図書室で借りた資料を、富士宮市の図書館を経由して返却することができます。（返却手続きの完了までに時間がかかります。あらかじめご了承ください。）

⚠ 他の市町立図書館の資料は返却できません。借りた図書館へお返しく下さい。

他の市町が関わるため、通常の手続きとは異なる部分が多いサービスです。

詳しくは、図書館までおたずねください。